

議案第 1 号(諮問)

富里市国民健康保険税条例の一部改正について（概要）

1 改正理由

地方税法施行令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 1 0 9 号）の施行に伴い、課税限度額を引き上げるものです。

また、平成 3 0 年度税制改正による個人所得課税の見直しに伴い、年金・給与所得者が 2 人以上いる世帯は、当人の担税力に変化がない場合でも、軽減措置に影響が生じるため、軽減基準額を見直します。

2 改正内容

(1) 国民健康保険税の課税限度額の見直し

国民健康保険税の基礎課税額に係る限度額を「6 1 万円」から「6 3 万円」に、介護納付金課税額に係る限度額を「1 6 万円」から「1 7 万円」に改めます。

	課 税 限 度 額	
	改 正 後	改 正 前
基 礎 課 税 額	<u>6 3 万円</u>	<u>6 1 万円</u>
後期高齢者支援金等課税額	1 9 万円	1 9 万円
介 護 納 付 金 課 税 額	<u>1 7 万円</u>	<u>1 6 万円</u>
合 計	<u>9 9 万円</u>	<u>9 6 万円</u>

※ 後期高齢者支援金等課税額は、改正を行いません。

○課税限度額対象世帯数

国保世帯数 8, 7 3 1 世帯

(令和 2 年 6 月 3 0 日現在)

	改正後	改正前	増減
基 礎 課 税 額 分	1 0 5 世帯 (国保世帯のうち 1. 2 0 %)	1 1 5 世帯 (国保世帯のうち 1. 3 2 %)	▲ 1 0 世帯

○改正による国民健康保険税（調定額）の増加見込額

(令和 2 年 6 月 3 0 日賦課基準)

	増加見込額
基 礎 課 税 額 分	2, 5 0 0, 0 0 0 円

(2) 個人所得課税の見直しを踏まえた国民健康保険税の見直し

2割軽減基準額	基礎控除額(43万円) + 52万円 × (世帯内被保険者数) + 10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1) 以下
5割軽減基準額	基礎控除額(43万円) + 28.5万円 × (世帯内被保険者数) + 10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1) 以下
7割軽減基準額	基礎控除額(43万円) + 10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1) 以下

- (3) 低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の創設
個人が低未利用土地等の一定の譲渡を行った場合には長期譲渡所得の金額から100万円を控除するものです。

3 施行期日

(1)は令和3年4月1日、(2)、(3)は令和3年1月1日から施行し、令和3年度以後の国民健康保険税について適用します。